

～ 宇陀市の将来の礎の構築に向けて ～

# 第3次 宇陀市行政改革大綱

(平成27年度～平成31年度)



平成26年12月

宇陀市



# 目次

|      |   |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

## 第一章 第3次宇陀市行政改革大綱の策定にあたって

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1. これまでの行政改革の取り組み | 2 |
| 2. 本市を取り巻く行財政環境   | 3 |

## 第二章 宇陀市の行政改革の基本方針

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 第3次行政改革大綱の目標     | 7 |
| 2. 第3次行政改革大綱の期間     | 7 |
| 3. 第3次行政改革大綱の取り組み体系 | 7 |
| 4. 取り組みの検証          | 9 |

## 第三章 第3次行政改革の具体的施策

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1-1 魅力あるまちづくりの推進     | 10 |
| 1-2 定住促進             | 10 |
| 1-3 地域と行政をつなぐ人づくり    | 10 |
| 2-1 行政組織のスリム化        | 11 |
| 2-2 職員と給与の適正化        | 11 |
| 2-3 広域行政の推進          | 11 |
| 2-4 コンプライアンス意識の醸成と徹底 | 11 |
| 3-1 事務事業の見直し         | 12 |
| 3-2 自主財源の確保          | 12 |
| 3-3 公営企業の経営健全化の推進    | 12 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 第3次宇陀市行政改革大綱実施計画 | 16 |
|------------------|----|

～ 高原の文化都市、四季の風薫る「宇陀市」をめざして ～

平成 18 年 1 月に 4 町村の合併により宇陀市が誕生し、その後「高原文化都市、四季の風薫る宇陀市」を目指し、みんなで住みよい新しいまちづくりへの取り組みを進め、9 年が経過いたしました。

平成 18 年 12 月に第 1 次行政改革大綱を策定し、危機的な財政状況を克服するための取り組みを展開してきました。

平成 21 年 12 月には第 2 次行政改革大綱を策定し、効果的・効率的な行財政の運営体制を確立し、市民が地域を誇り住み続けたいと感じる、活力あるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化に伴う過疎化と高齢化社会の進展は、依然として止まることなく、税収が減少する中、社会福祉関連経費等が増加しており、本市を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

さらに平成 28 年度から始まる普通交付税の合併算定替えの特例期間の終了により、交付税が段階的に削減されますが、地域事務所に要する経費の確保等国への積極的な要望により削減幅が緩和されるなど一定の方向性がでてきております。

こうした社会背景を踏まえ、宇陀市においては、市内で「人、物、お金」が循環し、地域経済が活性化するようなまちづくりを積極的に行い、地域振興を図っていきます。

第 3 次行政改革大綱については、「宇陀市の将来の礎の構築に向けて」を基本目標と定め、人口減少問題を最重点対策とし、また併せて行財政改革により人材・財源を確保し、限られた資源を最大限活用していくマネジメントを行いながら、「みんなで創るふれあいと活力あるまちづくり」を目指していくために、取り組むべき事項や方向性を取りまとめたものです。

大綱の取り組みには、職員一人ひとりの高い意識と新しい感覚が必要であり、あらゆる分野で発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方を見直すことが不可欠です。

今後、この大綱に基づき、市民との協働を進めながら宇陀市の将来の礎の構築のために職員一丸となって取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、宇陀市行政改革推進懇話会委員の皆様には、行政改革大綱の策定のために慎重審議をいただき、心からお礼申し上げます。

平成 26 年 12 月

宇陀市長 竹内 幹郎

# 第一章 第3次宇陀市行政改革大綱の策定にあたって

## 1. これまでの行政改革の取り組み

### (1) 第1次行政改革（平成18年度～平成21年度）

本市では平成18年12月に「宇陀市行政改革大綱」を、平成19年3月に「宇陀市行政改革大綱実施計画」を策定し、平成18年度から平成21年度の4年間取り組んできました。

本市は、平成18年1月1日、大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村の4ヶ町村の合併により誕生しました。当初の行政改革大綱の中では、地方分権<sup>①</sup>の時代にふさわしい自主的かつ自立的な行政運営、簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、行政改革を進めてきました。

特に、財政の健全化については最重要課題として当時の危機的な財政状況の克服を図るための取り組みを展開してきました。

### (2) 第2次行政改革（平成22年度～平成26年度）

平成21年12月に「第2次宇陀市行政改革大綱」及び「宇陀市行政改革大綱実施計画」を策定し、平成22年度から平成26年度の5年間行政改革に取り組んできました。

第2次行政改革大綱の中では、第1次大綱の基本的な考え方を踏襲しながら、効果的・効率的な行財政の運営体制を確立し、市民が地域を誇り住み続けたいと感じる、活力あるまちづくりを進めていくことを目的とし取り組みを進めてきました。

## 行政改革の取り組み結果

| 大綱次数             | 策定年次     | 取組項目   | 効果額                             |
|------------------|----------|--|---------------------------------|
| 第1次<br>(H18～H21) | 平成18年12月 | (1) 事務事業の見直し<br>(2) 組織・機構の見直し<br>(3) 財政の健全化<br>(4) 定員の適正化と給与の適正化<br>(5) 住民の協働と行政サービスの向上<br>(6) 職員の意識改革   | 2,680,100 千円                    |
| 第2次<br>(H22～H26) | 平成21年12月 | (1) 事務事業の見直し<br>(2) 組織・機構の改革<br>(3) 財政の健全化<br>(4) 定員の適正化と給与の適正化<br>(5) 住民の協働と行政サービスの向上<br>(6) 職員の育成と能力向上 | 2,039,400 千円<br>H25年度までの<br>実績値 |

## 2. 本市を取り巻く行財政環境

### (1) 本市の財政状況

景気回復の動きが広がり、雇用・所得環境は改善しつつあります。国では、この動きを持続的な成長につなげていく戦略の実行を加速・強化しています。

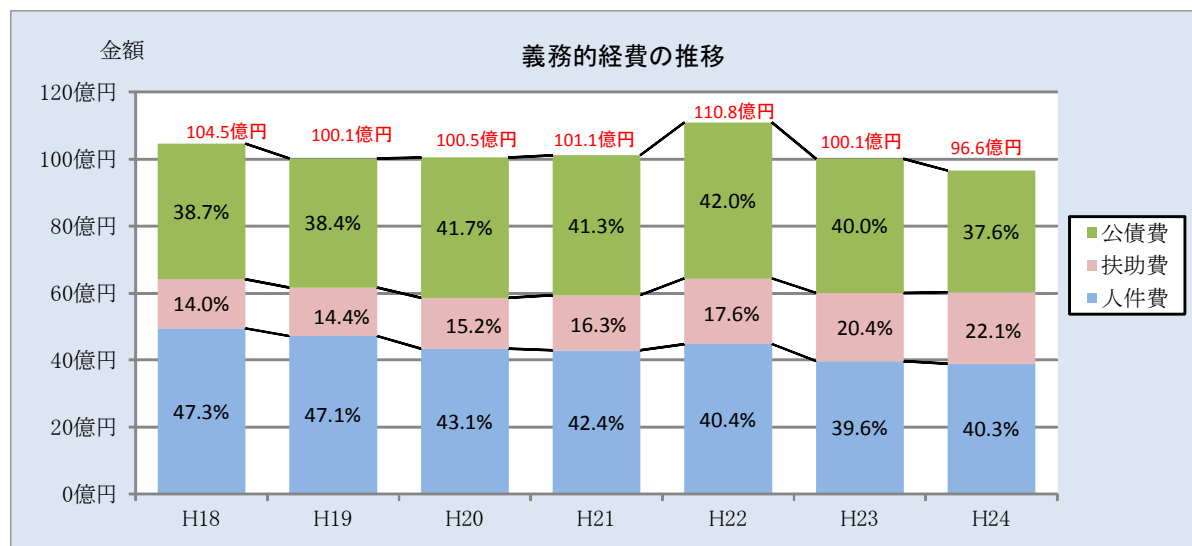
一方で、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来は、医療・介護・教育・交通・災害対応等の分野において、住民に身近なサービスの提供体制の見直しを迫っています。これは、人々の暮らしを支える基礎自治体の役割と行政コストの増加を示唆するものです。

本市でも、人口減少、高齢化の進展が著しく、サービスの多様化に伴って扶助費②は増加傾向にあります。(図1)

しかし、このサービスを支える財政基盤は、下記の財政分析表(表-1)のとおりで、類似団体内でもかなり低い位置にあり、安心できる状態ではありません。財政力指数は類似団体内で平均値を下回り、経常収支比率については更に下位となっています。他の自治体に比べ、かなり苦しい財政状況と言えます。

将来への負担である地方債は残高が約445億円で、毎年度の公債費は、図-1のとおり義務的経費のおよそ4割を占めています。基金残高は約43億9千万円で、次の(2)で述べるように平成28年度から普通交付税③が段階的に削減されると、多額の基金からの繰入で歳入を確保しなければならないことが想定されます。

図-1 義務的経費の推移



(単位：百万円)

| 項目  | H18年度  | H19年度  | H20年度  | H21年度  | H22年度  | H23年度  | H24年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 公債費 | 4,043  | 3,851  | 4,188  | 4,180  | 4,656  | 4,007  | 3,635 |
| 扶助費 | 1,467  | 1,447  | 1,527  | 1,645  | 1,956  | 2,038  | 2,133 |
| 人件費 | 4,948  | 4,721  | 4,335  | 4,291  | 4,476  | 3,966  | 3,892 |
| 合計  | 10,458 | 10,019 | 10,050 | 10,116 | 11,088 | 10,011 | 9,660 |

表-1：宇陀市と類似団体との財政比較分析表（平成 24 年度普通会計決算）

| 項目                      | 指標値                      | 類似<br>団体内<br>順位 | 宇陀市             | 類似団体    |        |           |
|-------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|---------|--------|-----------|
|                         |                          |                 |                 | 平均      | 最高     | 最低        |
| 財政力                     | 財政力指数 <sup>④</sup>       | 131/172         | 0.31            | 0.42    | 0.982  | 0.18      |
| 財政構造の弾力性                | 経常収支比率 <sup>⑤</sup> (%)  | 157/172         | 96.5            | 89.6    | 73.6   | 108.4     |
| 人件費・物件費等の適正度            | 人口 1 人当たり人件費・物件費等決算額(円)  | 110/172         | 160,068         | 149,307 | 87,205 | 1,189,006 |
| 給与水準の適正度                | ラスパイレス指数<br>(国との比較)      | 74/172          | 104.4<br>(96.4) | 104.6   | 83.1   | 110.9     |
| 将来負担の健全度                | 将来負担比率 <sup>⑥</sup> (%)  | 166/172         | 192             | 76.2    | 0.6    | 816.1     |
| 公債費 <sup>⑦</sup> 負担の健全度 | 実質公債費比率 <sup>⑧</sup> (%) | 164/172         | 18.6            | 12.8    | 4.5    | 40.0      |
| 定員管理の適正度                | 人口 1,000 人当たりの職員数(人)     | 144/172         | 12.13           | 9.40    | 4.35   | 16.14     |

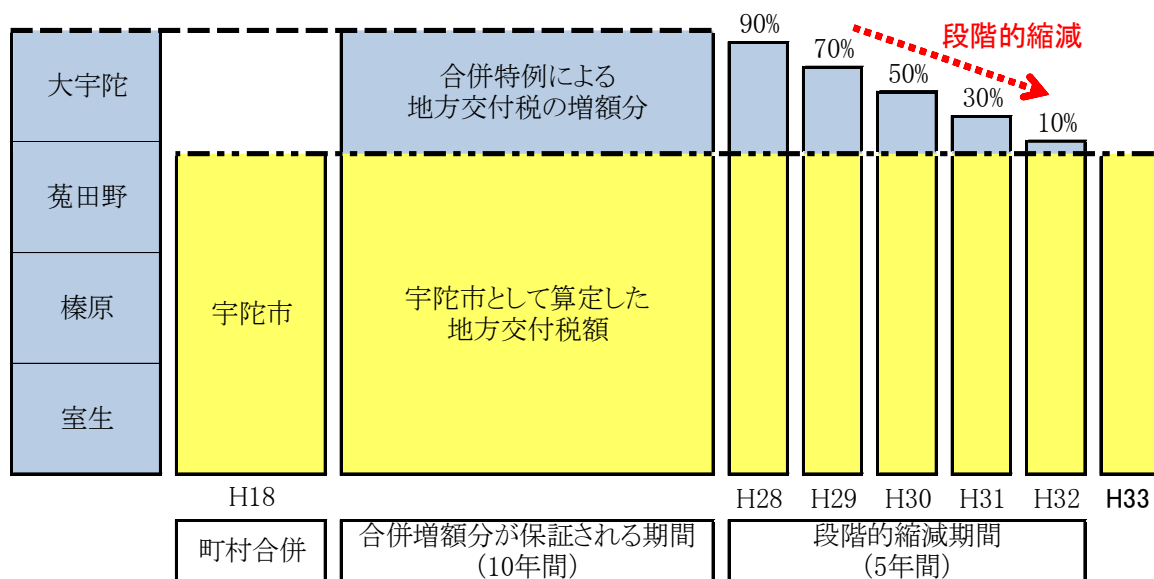
\* ラスパイレス指数の(96.4)は国家公務員の2年間の減額7.8%を反映しなかった場合の数値  
(宇陀市ホームページ「地方財政の状況／財政比較分析表」より引用)

## (2) 合併特例期間の終了

宇陀市の地方交付税<sup>⑨</sup>は、現在合併特例による算定替えにより、旧町村の合算額で交付されており、本来の算定額に比べ交付額が多くなっています。合併特例<sup>⑩</sup>は、合併後 10 年が経過する平成 27 年度まで継続し、その後は徐々に交付額が減額され、平成 33 年度からは宇陀市本来の交付額となります。(図-2)

その減少額は約 9 億円と予想され、予算規模の縮小は避けられません。

図-2 地方交付税の段階的縮減のイメージ





### (3)人口・税収の減少

日本の国内総人口は、平成17年に1億2,777万人になり、初めて減少に転じました。

平成25年に国立社会保障・人口問題研究所から発表された人口推計によると、今後国の人口減少が見込まれる中、本市においては、更に大幅な減少が予想されます。

特に生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）の減少は税収の減少にもつながります。

(図-3・図-4)

一方、高齢化率（65歳以上の割合）は、今後ますます上昇し、社会保障に係る費用が増加することが予想されます。

図-3 将来推計人口



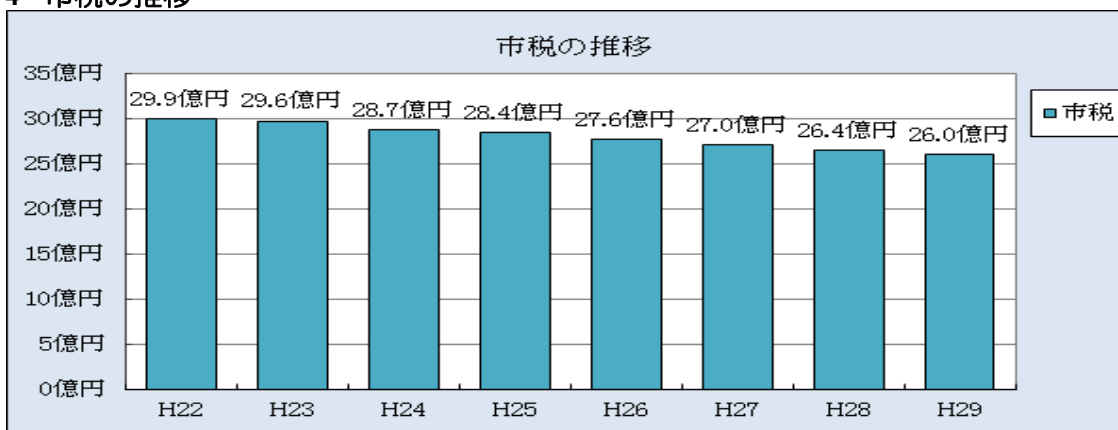
(出典：国立社会保障・人口問題研究所)

\* 宇陀市の将来推計人口を高齢者人口（65歳以上）・生産年齢人口（15歳から65歳未満）・子ども人口（15歳未満）の3つに分類して表示しています。

\* 宇陀市の人口は平成32年に29,053人、平成52年には19,167人と予測されています。

\* 高齢化率は年々増加していき、平成52年には約2人に1人が65歳以上（46.6%）になると予測されています。

図-4 市税の推移



(宇陀市総合計画)

\* 宇陀市の市税は個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税です。

\* 市税は平成25年度以降、減少が予測されます。

以上のように、宇陀市の今後の財政見通しは、歳入面においては、市税などの自主的に収入できる財源が減少し、地方交付税など国からの収入に依存する傾向が強まります。

歳出面においては、高齢化社会の進展等による福祉・医療関係費の伸びや、老朽化した施設の改修・更新経費の増加が見込まれます。

これに加え、歳入の約4割を占める普通交付税の段階的な削減が、市民の安心を支える行政サービスの提供を困難とし、本市の行財政をとり巻く状況は厳しいものとなっていきます。

最少の経費で最大の効果を挙げていく自治体経営を持続していくためには、大胆な経営改革が必要です。



## 第二章 宇陀市の行政改革の基本方針

### 1. 第3次行政改革大綱の基本目標

#### 「宇陀市の将来への礎の構築に向けて」

第3次宇陀市行政改革大綱では、宇陀市の将来の礎の構築に向けて第2次行政改革大綱の積み残しや新たな行政ニーズに的確に対応するために、不断の行政改革を推進し、次の事項を基本方針として行政改革に取り組みます。

### 2. 第3次行政改革大綱の期間

#### 平成27年度から平成31年度までの5年間

今後の中長期的な財政収支を見通し行政改革を進める必要があることから、第3次の行政改革大綱は、平成27年度から平成31年度までの5年を対象とし、実施計画に基づき、具体的に改革を進めていきます。

### 3. 第3次行政改革大綱の取り組み体系

#### (1) 重点対策

#### 「人口減対策本部」を設置し、人口減対策に取り組む。

本市では、第一章でも示したとおり過疎化、少子高齢化などにより将来的に大幅な人口減少が危惧される状況にあります。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると宇陀市の将来推計人口は2020年（平成32年）に29,053人、2040年（平成52年）には2万人を割り込むと予想されています。

こうした状況を踏まえ、人口減少の抑制を最重要課題として平成26年9月に「宇陀市人口減対策本部」を設置しました。また、国の「地方創生」の動きにも注視し、今後宇陀市として「地方創生計画」を立案し、積極的に人口減少対策に取り組んでいきます。

そして宇陀市の人口が2020年（平成32年）に3万人を割り込まないようにするため、子育て支援、定住促進等に取り組み、魅力的なまちづくりを目指します。

市民の皆さまが将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、次の基本方針に基づいて各施策を積極的に推進していきます。

## (2) 基本方針

宇陀市発足以来、「自然と共生し、歴史・文化が育む ふれあいと活力のあるまち宇陀市」を将来像とし、市民の一体感の醸成と地域の均衡あるまちづくりに取り組んできました。

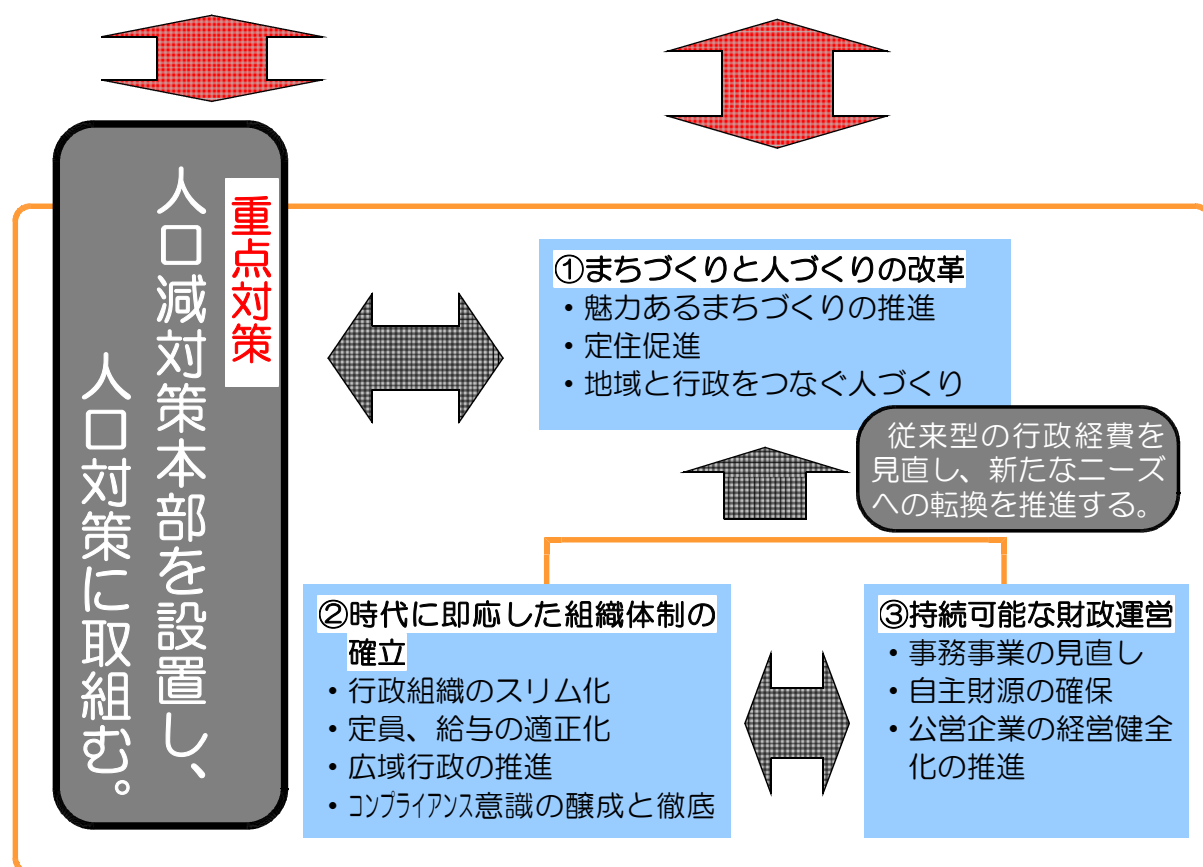
今回の第3次行政改革大綱は、今まで進めてきたまちづくりを更に発展させ、地域力を活かした市政運営を展開するため、人材・財源を確保し、限られた資源を最大限活用していくマネジメントを主眼として取り組んでいきます。

そして人口減少問題も踏まえ、様々な行政課題にスピード感をもって対応し、バランスのとれた行政経営を展開し、自立した行財政と市民の視点に立ったまちづくりを目指し3つの基本方針を定めます。

### (基本方針)

- ① まちづくりと人づくりの改革
- ② 時代に即応した組織体制の確立
- ③ 持続可能な財政運営

## 「宇陀市の将来への礎の構築に向けて」



## ① まちづくりと人づくりの改革

本市においても少子高齢化が進む中で、安全で安心して子どもを生き育てることができるまち、また誰もが健康で幸せと思えるまち、また自分たちの地域は自分たちでつくるという考えのもと、生きがいの創出や地域のへの愛情、誇りが深まり宇陀市に住んで良かったと思える市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを目指します。

そして、地域と行政が一体となり、まちづくりに取り組んでいくために、私たちは宇陀市行政経営理念のもと、市民の視点で常に行政サービスの向上を意識し、仕事を行う高い意欲と能力をもった職員を育成します。さらに地域づくりへの市民意識の高揚を図り、地域と行政をつなぐ人づくりを推進するなど「まちづくりと人づくりの改革」に取り組みます。

## ② 時代に即応した組織体制の確立

地域力の強化を図り、市民との協働を進めるための新たな行政需要に、的確かつ迅速に対応できる効率的な執行体制の整備を進めます。

また、社会状況の変化等を踏まえ、適正な規模・職員配置を常に検証し、簡素で効果的かつ責任の明確な経営体制を構築します。そして、地方分権改革による事務や権限の移譲を受け、自主性及び自立性を高めていきます。

具体的には、行政組織のスリム化や広域的な行政運営の見直しなどにより人員配置の適正化を図り、限りあるマンパワー（人材）を重点施策に配分していきます。

また、新たな行政ニーズに対応するために、職員の能力向上を図りながら、積極的な女性職員の登用を進めると共に、能力に応じた職員配置に努めます。

## ③ 持続可能な財政運営

市税の減少や少子高齢化などに伴う扶助費の増加など厳しい財政状況の中で、合併特例期間終了による地方交付税の減額を踏まえ持続可能な財政運営を行うには、市税をはじめとする自主財源（歳入）の確保を行い、歳出の見直しとして、事務事業の実施方法や市民のニーズに合った効率かつ効果的なものであるかの点検を行い、経費節減を徹底します。

公営企業<sup>⑩</sup>においても将来にわたる経営基盤の安定に努め、限られた財源を有効に活用し、まちづくりを中心とした重点施策に配分していくために、「持続可能な財政運営」に取り組みます。

## 4. 取り組みの検証

第3次行政改革大綱を進めるため、取組内容や目標年度、数値目標等を具体的に示した実施計画を策定し、計画的に実行していきます。そして、それぞれの取り組みが進んでいるか、効果が現れているかなど進捗管理を行います。

なお、今後財政状況がめまぐるしく変化していく中で、進捗状況や達成見込みを踏まえ、必要に応じて、取組内容や項目ごとの実施スケジュール等を見直していくこととします。

## 第三章 第3次行政改革の具体的施策

### ① まちづくりと人づくりの改革

#### ①-1 魅力あるまちづくりの推進

市民の誰もが安心して暮らし続けられるような魅力あるまちづくりを推進していくために、住民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

このため行政は子育てしやすい教育しやすい環境整備を行い、防災体制のさらなる充実、市民が身体面の健康だけでなく生きがいを感じ、支え合い健康で幸せと思えるまちを目指します。

そして、宇陀市の魅力を市内外に情報発信していき、地域住民の参加を促し、地域の創意工夫を十分活かしたまちづくりに取り組みます。

#### ①-2 定住促進

本市においても前述のとおり大幅な人口減少が見込まれることから、人口減対策本部を設置し、全庁を上げて定住促進に取り組みます。

行政・自治会・まち協・市内業者等が連携をとり、住みやすさの価値観を転換するような取り組みをとおして、都市圏近郊である立地条件を活かし、「田舎で暮らしたい」という都会に住む人たちに積極的に情報発信していきます。

また、宇陀市が有する文化や伝統を広く知らせ、観光客等の交流人口の拡大や産業支援により、活気あるまちを創っていきます。

そして「住みたくなる」、「住み続けたい」ふれあいと活力あるまちづくりを目指します。

#### ①-3 地域と行政をつなぐ人づくり

大学や産業界と行政の連携による人材育成や、豊富な経験や知識を有する市民による課題解決など、地域づくりのための市民意識を醸成します。

一方で、民間活力を導入した研修などにより、職員の能力向上に努め、地域と行政をつなぐリーダーの育成に取り組みます。

そして、地域と行政が一体となるまちづくりを推進します。

## ② 時代に即応した組織体制の確立

### ②-1 行政組織のスリム化

今後、本市の財政状況は極めて厳しい状況が継続することが予想されます。

このことから、民間に委託して実施する方が、行政コストの削減ができ、また行政サービスの向上が図れる事業については民間委託を推進し、同種施設・出先機関については地域の活性化につながるよう合理化を行い、市民にわかりやすく利用しやすい組織機構の見直しを進めるなど、行政組織のスリム化に取り組めます。

### ②-2 定員の適正化と給与の適正化

定員の適正化については、組織・機構の見直しや、事務事業の見直しを進めながら、適正な人員配置を行い、類似団体と比較検討しながら職員の採用計画をたて、宇陀市の行政運営に応じた定員管理に努めます。併せて人事考課制度を有効に活用し適材適所の配置に努めます。

そして新たな行政需要に適時対応する必要があることから、社会人枠等の採用形態の検討も行っていきます。

また職員の給与については、職務と責任に応じるものでなければなりません。

したがって国の給与制度改革を勘案しながら、能力や職務に応じた適正な給与制度の運用に努めます。

### ②-3 広域行政の推進

行政の各分野にわたり、広域的に取り組める業務については、職員数の減少や専門職不足への対応のため、共同で事務処理等を行うなど検討していきます。

また奈良モデルを中心として近隣市町村との連携の強化を図り、効率的・効果的な行政運営を展開していくために積極的に広域行政を推進します。

### ②-4 コンプライアンス意識の醸成と徹底

職員の不祥事については、市民の信頼を著しく損なうだけでなく、業務の遂行に多大な支障が生じるなど、市として大きな損失を被ることとなります。

このため、綱紀粛正の徹底とともに公金等管理の適正化を図っておりますが、さらに、職員に対し法令等を遵守することはもちろんのこと全体の奉仕者としての高い倫理観・使命感を醸成していくよう法令遵守体制を整備し、市民に信頼される市政確立に向け、職員のモラル、コンプライアンス<sup>12</sup>意識の醸成と徹底を図っていきます。



### ③ 持続可能な財政運営

#### ③-1 事務事業の見直し

本市の財政は、今後も歳入が減少し続ける中、歳入見込みに応じた財政計画を策定し、投資的経費の抑制に努めます。

また限られた財源の中、事務事業についても、ファシリティマネジメント<sup>⑬</sup>を推進し、今後の維持費が過大となる公共施設の適正管理のため、公共施設等総合管理計画の作成に取り組み、効率的な維持管理により、既存施設の延命化、ライフサイクルコスト<sup>⑭</sup>の縮減を図ります。

また ICT<sup>⑮</sup>を活用し市民との情報の共有化や市民参加の機会を拡充します。また、行政手続きの電子化や簡略化等により、行政事務の効率化・迅速化を図るなど、職員一人ひとりが明確な目的意識とコスト意識をもち、常に現状のままでよいのかと問題意識をもって業務に取り組み市民サービスの向上に努めます。

#### ③-2 自主財源の確保

持続可能な財政運営のためには、市税をはじめとする市債権の回収が最も重要です。何よりもまず、税の収納率向上に努めます。

次いでふるさと納税を推進します。ふるさとを応援したいという方を広く募り、宇陀市の繁栄のため活用していきます。また未利用地の売却、不要物品等の売却等市有財産の売却にも引き続き取り組み、自主財源の確保に努めます。

#### ③-3 公営企業の経営健全化の推進

地方公営企業法を適用する市立病院事業、介護老人保健施設事業、水道事業、保養センター事業（美榛苑）は、経済性を発揮しながら、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供することが経営の基本原則です。

人口減少や施設の老朽化など経営を圧迫する課題を解決し、収益の向上と徹底した経費削減に努め、経営の健全化に努めます。

## 《用語説明》

### ① 地方分権（2 ページ）

「中央集権」の反対語としてできるだけ多くの権限を地方に分散すること。地方分権推進法においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力することを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされている。

### ② 扶助費（3 ページ）

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費である。

### ③ 普通交付税（3 ページ）

普通交付税は地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体において、合理的基準によって算出したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額と、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額との差額（財源不足額）を基礎として交付される。

### ④ 財政力指数（4 ページ）

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値が1以上の団体は、通常、普通交付税の不交付団体となります。

合理的かつ妥当な水準での行政を行うための一般財源所要額を当該団体の税収で賄える団体であるから、財政力指数が1以上の団体は、極めて財政力の強い団体といえることとなる。

### ⑤ 経常収支比率（4 ページ）

地方公共団体の経常的経費（人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等及び公債費などのうち臨時的なものを除いた経費）のために必要な一般財源である経常一般財源（市税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの）がどれだけ充用されたかを示す比率をパーセントで表したものである。

### ⑥ 将来負担比率（4 ページ）

地方債や地方公共団体が関与する公営企業債等の関与額、職員の退職手当など地方公共団体の将来負担すべき、実質的な負担が標準財政規模等の何倍あるかを示す比率。

すなわち、地方公共団体の一般的な収入に対して何倍の負債があるかを示すものです。



## ⑦ 公債費（4 ページ）

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいう。

## ⑧ 実質公債費比率（4 ページ）

財政健全化を判断する比率の一つであり、地方債の償還などが、標準財政規模に占める割合を表した指標。

地方公共団体の一般的な収入に占める借金の返済額の大きさを示すものです。

## ⑨ 地方交付税（4 ページ）

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額をもって、地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することが出来るよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分かれており、普通交付税は地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体において、合理的基準によって算出したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額と同じくあるべき税収入としての基準財政収入額との差額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものである。

## ⑩ 合併特例（4 ページ）

合併を促進するための国からの支援の総称。合併後の市町村に交付すべき地方交付税（普通交付税）の額は、合併年度とこれに続く9年度については、合併前の旧市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように増額して交付することとし、その後5年度については、増額分を段階的に縮減して交付する。

その他、元利償還金の7割を国が補てんする合併特例債がある。

## ⑪ 公営企業（9・12 ページ）

地方公共団体が企業として経営する事業の総称であり、宇陀市では水道事業、病院事業、介護老人保健施設事業、保養センター事業（美榛苑）があてはまる。

## ⑫ コンプライアンス（11 ページ）

法令遵守。事務や行政活動において、法律や規則をはじめ、道徳規範や倫理規範を守り、広く社会的要請に応えるという考え方。

## ⑬ ファシリティマネジメント（12 ページ）

アメリカで生まれた新しい経営管理方式で、業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを 経営の視点から最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動で、多数の地方自治体で導入されつつある。

#### ⑭ ライフサイクルコスト(12 ページ)

公共資産にかかる生涯コストのことです。

例えば、公共施設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のことなどを意味します。

#### ⑮ ICT（12 ページ）

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。コンピュータおよび通信ネットワークの発展に伴い、情報の高付加価値化、効率化を目指す電子情報活用技術全般を指す。

インフォメーション・コミュニケーションテクノロジー（Information and communication Technology）の略称で、情報通信技術のこと。

日本ではインフォメーションテクノロジー（Information Technology）が同意語で使われているが、ITに「コミュニケーション（communication）」を加えた ICTの方が、国際的には定着している。

## 第3次宇陀市行政改革大綱実施計画一覧表（目次）

| 大項目                    | 中項目                  | 小項目                | 取組項目                                 | 担当課           | 実施計画該当ページ             |
|------------------------|----------------------|--------------------|--------------------------------------|---------------|-----------------------|
|                        |                      |                    | ①人口減対策本部を設置                          | 全庁・まちづくり支援課   | 18                    |
| 1<br>まちづくりと人づくりの改革     | 1-1<br>魅力あるまちづくりの推進  | (1)子育てしやすいまちづくりの推進 | ①認定子ども園の設置                           | 子ども支援課        | 18                    |
|                        |                      |                    | ②子育て支援センターの充実                        | 子ども支援課        | 18                    |
|                        |                      |                    | ③病後児保育の開室の検討                         | 子ども支援課        | 18                    |
|                        |                      |                    | ④放課後健全育成事業の充実                        | 子ども支援課        | 18                    |
|                        |                      |                    | ⑤ファミリーサポートセンター事業の拡大                  | 子ども支援課        | 18                    |
|                        |                      |                    | ⑥教育環境の整備                             | 教育総務課         | 18                    |
|                        |                      | (2)ウェルネスシティ宇陀市の推進  | ①健康長寿の推進                             | 健康増進課・商工観光課   | 19                    |
|                        |                      |                    | ②薬草で健康なまちづくりの推進                      | 企画課           | 19                    |
|                        |                      |                    | ③地域包括ケアシステムの推進                       | 地域包括ケア        | 19                    |
|                        |                      | (3)住民協働の推進         | ①まち協の自主的活動に対する財政的・人的支援               | まちづくり支援課      | 20                    |
|                        |                      |                    |                                      | ②新たな地域づくりの研究  | 財政課・まちづくり支援課<br>危機管理課 |
|                        |                      |                    | ③市民を対象とした「うだ・未来のまちづくりアワード(市民提案)」の開催  | まちづくり支援課      | 20                    |
|                        |                      |                    | ④市政モニター制度・パブリックコメント等を活用した積極的な住民ニーズ調査 | 全庁・秘書広報情報課    | 20                    |
|                        |                      |                    | ⑤市民活動に係る情報（イベント・活動報告等）発信の支援          | 全庁・秘書広報情報課    | 20                    |
|                        |                      |                    | 1-2<br>定住促進                          | (1)定住者受入体制の充実 | ①田舎志向に対応する体制の整備       |
|                        | (2)都市との交流推進          | ①都市住民等との交流         |                                      | まちづくり支援課      | 21                    |
|                        |                      |                    |                                      | 商工観光課         | 21                    |
|                        |                      |                    |                                      | 関係課           | 21                    |
|                        | (3)産業・雇用の創出          | ①起業家の育成・支援         |                                      | 産業企画課         | 22                    |
|                        |                      | ②宇陀ブランドの確立         |                                      | 産業企画課         | 22                    |
|                        |                      | ③基幹産業の活性化          |                                      | 産業企画課・農林課     | 22                    |
|                        |                      | ④雇用の促進             |                                      | 産業企画課         | 22                    |
|                        |                      | ⑤薬草で健康なまちづくり       |                                      | 企画課           | 22                    |
|                        | (4)公共交通機関の維持         | ①公共交通に係る計画の見直し     | 企画課                                  | 22            |                       |
|                        | 1-3<br>つ地な域ぐと人行づ政くをり | (1)地域を支えるリーダーの育成   | ①大学や外部組織等との連携                        | 企画課           | 23                    |
|                        |                      |                    | ②ふるさと宇陀ネットワーク（仮称）の構築                 | 企画課           | 23                    |
|                        |                      |                    | ③地域アドバイザーバンク派遣事業（仮称）の設置              | まちづくり支援課      | 23                    |
| ④地域担当職員の派遣(再掲)         |                      |                    | まちづくり支援課                             | 23            |                       |
| ⑤民間活力の導入による人材の育成       |                      |                    | 人事課                                  | 23            |                       |
| ⑥全職員を対象とした業績目標の設定      |                      |                    | 人事課                                  | 23            |                       |
| ⑦市主要施策・プロジェクトへの参画職員の公募 |                      |                    | 人事課                                  | 23            |                       |

| 大項目                                       | 中項目  | 小項目   | 取組項目                       | 担当課                             | 実施計画該当ページ |    |
|---|--|---|----------------------------|---------------------------------|-----------|----|
| 2<br>時代に即<br>応した組<br>織体制の<br>確立           | 2-1<br>行政組<br>織のス<br>リム化                       | (1)民間委託の推進                                  | ①民間委託の推進                   | 給食センター<br>秘書広報情報課               | 24<br>24  |    |
|   |  | (2)同種施設・出先機<br>関の合理化                        | ①人権交流センターの一元化              | 人権推進課                           | 24        |    |
|   |  |   | ②認定子ども園の設置(再掲)             | 子ども支援課                          | 24        |    |
|   |  |   | ③教育環境の整備(再掲)               | 教育総務課                           | 24        |    |
|   | (3)組織の見直し                                      | ①組織・機構を再編し機動力を高める                           | 人事課                        | 25                              |           |    |
|   |  | ②本庁と地域事務所の役割を整理し、<br>所管事務の最適化               | 関係課                        | 25                              |           |    |
|   | (4)各種団体との連携                                    | ①各種団体に対して自主的な運営の支<br>援体制を検討                 | 関係課                        | 25                              |           |    |
|   |  | 2-2<br>適化定<br>正と員<br>化給の<br>与適<br>の正        | (1)適正な人員配置                 | ①定員管理の適正化                       | 人事課       | 25 |
|   | (2)給与の見直し                                      |   | ②性別、年齢を問わず能力に応じた職<br>員配置   | 人事課                             | 25        |    |
|   |  |   | ③採用形態の多様化(社会人枠)            | 人事課                             | 26        |    |
|   | 2-3<br>の広<br>推域<br>進行政                         | (1)広域行政の推進                                  | ①奈良モデルの検討会に積極的に参画<br>し推進する | 企画課<br>環境対策課                    | 26<br>26  |    |
|   |  |   | ②国民健康保険の広域化の推進             | 保険年金課                           | 26        |    |
|   |  |   | ③現在ある広域行政の業務の見直し           | 企画課                             | 26        |    |
|   |  |   | ④一部事務組合の業務の推進              | 環境対策課                           | 26        |    |
|   | 2-4<br>醸ンコ<br>成スン<br>と意ブ<br>徹識ラ<br>底のイ<br>ア    | (1)コンプライアンス<br>の推進                          | ①委員会を立ち上げ計画を策定             | 人事課                             | 27        |    |
|   |  |   |                            |                                 |           |    |
|   | 3<br>持<br>続<br>可<br>能<br>な<br>財<br>政<br>運<br>営 | 3-1<br>事<br>務<br>事<br>業<br>の<br>見<br>直<br>し | (1)健全財政の堅持                 | ①市債残高の削減を推進                     | 財政課       | 27 |
|   |  |   |                            | ②合併算定替え特例期間終了に伴う普<br>通交付税減額への対応 | 財政課       | 27 |
|   |  |   |                            | ③財政調整基金等の積み増し                   | 財政課       | 27 |
|   |  |   |                            | ④国民健康保険特別会計の安定運営                | 保険年金課     | 27 |
| (2)ファシリティマネ<br>ジメントの推進                    |  |   | ①公共施設マネジメントを導入             | 行政改革推進室                         | 28        |    |
| (3)電子自治体の推進                               |  | ①業務の効率化に向けたI C T活用の<br>手法を検討                | 地域包括ケア                     | 28                              |           |    |
|   |  |   | 企画課                        | 28                              |           |    |
|   |  |   | 秘書広報情報課                    | 28                              |           |    |
| (4)団体運営補助の見<br>直し                         |  | ①各種団体運営補助の適正                                | 介護福祉課・                     | 28                              |           |    |
|   |  |   | 財政課                        | 28                              |           |    |
| (5)事業計画の見直し                               |  | ①水道料金の一本化                                   | 水道局                        | 28                              |           |    |
| 3-2<br>保源自<br>の主<br>確財                    |  | (1)税の収納率向上                                  | ①市税の徴収強化                   | 徴収対策課                           | 29        |    |
|   |  | (2)ふるさと納税の推<br>進                            | ②ふるさと納税の取組みの充実             | 総務課                             | 29        |    |
|   |  |   | (3)市有財産の売却                 | ③売却可能な市有財産の売却                   | 管財課       | 29 |
| 3-3<br>の経公<br>推営営<br>進健企<br>全業<br>化の<br>営 | (1)市立病院事業の適<br>正運営                             | ①経営形態の見直しを検討                                | 市立病院                       | 29                              |           |    |
|   | (2)介護老人保健施設<br>事業の適正経営                         | ①地公企法の全部適用を定期的に評価                           | さんとびあ榛原                    | 29                              |           |    |
|   | (3)水道事業の適正運<br>営                               | ①上水道と簡易水道の統合                                | 水道局                        | 30                              |           |    |
|   | (4)美榛苑の適正運営                                    | ①保養センター美榛苑の安定運営                             | 商工観光課                      | 30                              |           |    |

# 第3次宇陀市行政改革実施計画

**【矢印の摘要】**

推進：現在実施中。今後も小改善しながら継続する。  
 検討：実施の方法・可否を検討。  
 調整：事前準備、関係団体等との調整。  
 実施：改革の実現

| 大項目                | 中項目                 | 小項目                    | 取組項目                  | 担当課         | 取組内容   | 数値目標・実施期限等   | 効果額<br>(単年)<br>(千円) | 取組スケジュール |     |     |     |     |
|--------------------|---------------------|------------------------|-----------------------|-------------|--|--|---------------------|----------|-----|-----|-----|-----|
|                    |                     |                        |                       |             |  |  |                     | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |
|                    |                     |                        | ①人口減対策本部を設置           | 全庁・まちづくり支援課 | 市長を本部長に人口減対策本部を設置し、全庁をあげて人口減少を食い止める対策を検討する。  |  |                     | 実施       |     |     |     |     |
| 1<br>まちづくりと人づくりの改革 | 1-1<br>魅力あるまちづくりの推進 | (1)<br>子育てしやすいまちづくりの推進 | ①認定子ども園の設置            | 子ども支援課      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宇陀、室生は、教育・保育一体化施設（認定こども園）として開園予定。</li> <li>・榛原地域は、公立3園・公立保育所について、認定こども園を視野に入れ検討、整備を図る。</li> <li>・菟田野地域は教育機能を付与し、認定こども園の開園に向けて検討、整備を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宇陀、室生は、平成27年度4月開園予定。</li> <li>・榛原地域は、平成31年度までに開園を目指す。</li> <li>・菟田野地域は平成31年度までに開園を目指す。</li> </ul> |                     | 実施       |     |     |     |     |
|                    |                     |                        | ②子育て支援センターの充実         | 子ども支援課      | 子育て支援センターの環境を整備する。   | 年間10,000人の利用を目指す。  |                     | 検討       |     |     |     |     |
|                    |                     |                        | ③病後児保育の開室の検討          | 子ども支援課      | 市内に1ヶ所病後児保育室の開設を目指す。   | 平成27年度開設を目指す。  |                     | 実施予定     |     |     |     |     |
|                    |                     |                        | ④放課後健全育成事業の充実         | 子ども支援課      | 児童の健全育成のため、対象児童の拡大を図る。   | 平成27年度より拡大を図る。   |                     | 実施       |     |     |     |     |
|                    |                     |                        | ⑤ファミリー・サポート・センター事業の拡大 | 子ども支援課      | サポーターの養成及び利用者の利用時間の拡大を図る。  | 平成28年度を目途に組織の法人化を目指す。  |                     | 検討       |     |     |     |     |
|                    |                     |                        | ⑥教育環境の整備              | 教育総務課       | 学校の活性化、幼保一体化や小中一貫教育も視野に入れた教育の充実、教育水準の維持向上を図り、子どもたちの健全な人間形成のために望ましい学校規模を実現する。   | 平成28年度室生地域小学校の再編統合を行う。   | 平成28年度から3,000千円     | 調整       |     |     |     |     |



| 大項目            | 中項目              | 小項目                | 取組項目            | 担当課          | 取組内容   | 数値目標・実施期限等  | 効果額<br>(単年)<br>(千円)  | 取組スケジュール |     |     |     |     |
|----------------|------------------|--------------------|-----------------|--------------|--|---|--|----------|-----|-----|-----|-----|
|                |                  |                    |                 |              |  |   |  | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 1 まちづくりと人づくり改革 | 1-1 魅力あるまちづくりの推進 | (2) ウェルネスシティ宇陀市の推進 | ①健康長寿の推進        | 健康増進課        | 地域で実施するラジオ体操の啓発を行い、ラジオ体操を実施する箇所を増やす。   | 平成 27 年度：30 か所<br>平成 28 年度：40 か所<br>平成 29 年度：50 か所                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>運動事業を継続することにより、3 年後に一人当たりの医療費年間約 100 千円の差がでる。100 人が運動事業に参加した場合年間 10,000 千円の削減が期待できる。</li> <li>要介護高齢者を減らし健康寿命を延伸させ、介護費だけでなく医療費も削減されることが期待できる。</li> </ul> | 推進       |     |     |     |     |
|                |                  |                    |                 | 健康増進課        | 健康ポイント事業への商工会、事業所等の協賛を増やす。   | 平成 27 年度：10 商店<br>(事業所)<br>平成 28 年度：15 商店<br>(事業所)<br>平成 29 年度：20 商店<br>(事業所) |  | 推進       |     |     |     |     |
|                |                  |                    |                 | 健康増進課        | 筋力向上を推進するため、市内に運動拠点を増やす。   | 平成 27 年度：1 か所<br>平成 28 年度：3 か所<br>平成 29 年度：5 か所                               |  | 実施       |     |     |     |     |
|                |                  |                    |                 | 商工観光課        | 市内外の方々に代表的なハイキングコースを紹介し、地元観光地の再発見と誘客を図る。   | 10 ルート  |  | 実施       |     |     |     |     |
|                |                  |                    | ②薬草で健康なまちづくりの推進 | 企画課<br>教育総務課 | 大学や企業と連携した薬草等の市民向け講習会や広報誌等各種媒体を利用した薬草知識の普及、市関係団体と連携し家庭で気軽に実践できる薬草料理メニューの開発及び普及を図る。 | 薬草料理メニュー 50 種類<br>学校給食の献立への検討   | 推進   |          |     |     |     |     |
|                |                  |                    | ③地域包括ケアシステムの推進  | 地域包括ケア       | 医療機関の情報を保健・介護分野の各機関と共有し、在宅ケアを支援する。   | 医療機関の情報を保健・介護分野の各機関と共有し、在宅ケアを支援する。これにより疾病の重症化を防ぎ医療費の抑制を図る。                    | 実施   |          |     |     |     |     |

| 大項目             | 中項目              | 小項目         | 取組項目                                 | 担当課          | 取組内容  | 数値目標・実施期限等   | 効果額<br>(単年)<br>(千円) | 取組スケジュール |      |     |     |     |
|-----------------|------------------|-------------|--------------------------------------|--------------|---|--|---------------------|----------|------|-----|-----|-----|
|                 |                  |             |                                      |              |   |  |                     | H27      | H28  | H29 | H30 | H31 |
| 1 まちづくりと人づくりの改革 | 1-1 魅力あるまちづくりの推進 | (3) 住民協働の推進 | ①まち協の自主的活動に対する財政的・人的支援               | まちづくり支援課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>各課で実施する事業について、まちづくり協議会と協働により取組むための仕分け作業を行い併せて財政的支援を検討する。</li> <li>職員の派遣方法等について先進地及び地域ニーズの状況を把握する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり協議会と協働できる作業を検討する。</li> <li>地域支援員の派遣を検討する。</li> </ul>                                   |                     | 推進       |      |     |     |     |
|                 |                  |             | ②新たな地域づくりの研究                         | 財政課・まちづくり支援課 | 市民と行政が協働してまちづくりを行うための仕組み、行政と地域の役割分担の枠組みを検討する  | 権限と財源を移譲する方法などについて検討する   |                     | 検討       | 実施予定 |     |     |     |
|                 |                  |             |                                      | 危機管理課        | 市民と行政との協働による業務継続計画（BCP）体制の構築について防災計画と併せて検討する。   | 平成 29 年度実施を目指す。  |                     | 検討       | 実施予定 |     |     |     |
|                 |                  |             | ③市民を対象とした「うだ・未来のまちづくりアワード(市民提案)」の開催  | まちづくり支援課     | 市民及び各分野で活動されている方に参画いただき、審査及びパネルディスカッションの開催。   | 応募件数：10 件  |                     | 検討       | 実施予定 |     |     |     |
|                 |                  |             | ④市政モニター制度・パブリックコメント等を活用した積極的な住民ニーズ調査 | 秘書広報情報課・全庁   | 市政モニター制度・パブリックコメント等を活用した積極的な住民ニーズ調査を行う。   | 市政モニター登録目標人数<br>(100 人)<br>アンケート実施目標<br>(年間 3 回)   |                     |          |      | 推進  |     |     |
|                 |                  |             | ⑤市民活動に係る情報（イベント・活動報告等）発信の支援          | 秘書広報情報課・全庁   | 各広報媒体により、市民活動に係る情報発信を行う。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民ポータルサイト, 広報うだ(月 1 回発行),</li> <li>市ホームページ(随時)</li> <li>うだチャン 11 動画・静止画(月 3 回更新)</li> </ul> |                     |          |      | 推進  |     |     |



| 大項目             | 中項目      | 小項目  | 取組項目             | 担当課         | 取組内容  | 数値目標・実施期限等                          | 効果額<br>(単年)<br>(千円)                                   | 取組スケジュール |     |     |     |     |  |    |    |
|-----------------|----------|--|------------------|-------------|---|-------------------------------------|---|----------|-----|-----|-----|-----|--|----|----|
|                 |          |  |                  |             |   |                                     |   | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |  |    |    |
| 1 まちづくりと人づくりの改革 | 1-2 定住促進 | (1) 定住者受入体制の充実   | ① 田舎志向に対応する体制の整備 | まちづくり支援課    | <ul style="list-style-type: none"> <li>空家情報バンクにより継続的に情報発信を行うとともに、移住定住者との交流会を開催する。</li> <li>協力自治会及び住宅を募集し、モニター住宅（短期お試し期間も検討）田舎暮らしを体験していただく機会を設ける。</li> </ul> | 成立件数：10 件<br><br>モニター住宅：年間 10 件     |   | 検討       |     |     |     |     |  |    |    |
|                 |          |  |                  |             | 宇陀市定住相談員が地元の情報を収集し、生活支援を含め寄り添った支援を行う。   | 年間相談件数：30 人                         |   |          |     |     | 推進  |     |  |    |    |
|                 |          |  |                  |             | 環境対策課<br>関係課  | 関係課で調整を図り空き家対策条例を策定する。              | 空家家の利活用により定住人口の増加につなげる。<br>空家家の管理が行き届くため住民の安心安全につなげる。 |          |     |     | 検討  |     |  |    |    |
|                 |          |  | (2) 都市との交流推進     | ① 都市住民等との交流 | まちづくり支援課  | 都会との交流を図る等、特色あるカップリングパーティーを開催する。    | カップル成立率：30 %  |          |     |     |     |     |  |    | 推進 |
|                 | 商工観光課    | 都市部での観光キャンペーン等やプロモーションの実施により交流機会を創出するために、広域観光として誘客事業を展開し、宇陀市の魅力を情報発信することで都市部からの来訪者の増加を促進させる。 |                  |             |   | 観光客の増加を図る。<br>平成 29 年度に 140 万人を目指す。 | 消費額 1 人<br>500 円                                      |          |     |     |     |     |  | 推進 |    |
|                 | 関係課      | 大学等と連携し、地域資源の活用により、スポーツ合宿誘致など展開し地域の活性化につなげる。   |                  |             |   | 平成 28 年度誘致する。                       |   |          |     |     |     |     |  |    | 調整 |

| 大項目             | 中項目            | 小項目          | 取組項目  | 担当課  | 取組内容  | 数値目標・実施期限等              | 効果額<br>(単年)<br>(千円) | 取組スケジュール |      |     |     |     |
|-----------------|----------------|--------------|---|--|---|-------------------------|---------------------|----------|------|-----|-----|-----|
|                 |                |              |   |  |   |                         |                     | H27      | H28  | H29 | H30 | H31 |
| 1 まちづくりと人づくりの改革 | 1-2 定住促進       | (3) 産業・雇用の創出 | ①起業家の育成・支援  | 産業企画課  | ○起業者支援事業の実施<br>・空店舗活用補助<br>・起業セミナーの実施<br>・商品開発事業補助  | 人口の増加、税収の増加、産業の活性化を図る。  |                     | 検討       | 実施予定 |     |     |     |
|                 |                |              | ②宇陀ブランドの確立  | 産業企画課  | ・農産物、加工品を中心としたブランドの確立。<br>・都心への販売ルートの設定を行い、販路の拡大を図る。  | 知名度のアップを図り、地域所得の向上を目指す。 |                     | 検討       | 実施予定 |     |     |     |
|                 |                |              | ③基幹産業の活性化   | 産業企画課  | ・市内の農業・林業・商業・工業・観光等各分野の育成・支援をしながら、有機的な連携により産業の活性化を図る。<br>・都心への販売ルートの設定<br>・企業ニーズの把握に実態調査を行い、企業支援により産業の活性化につなげる。 | 販路拡大や地域所得の向上を目指す。       |                     | 推進       |      |     |     |     |
|                 |                |              |   |  |   |                         |                     | 推進       |      |     |     |     |
|                 |                |              |   | 農林課  | ・耕作放棄地の集約による農業従事希望者が参入しやすい環境作りを推進する。  | 農地の確保と有効利用を図る。          |                     | 実施       |      |     |     |     |
|                 |                |              | ④雇用の促進  | 産業企画課  | ・企業立地の促進<br>・既存企業への支援<br>(新設・増設・移設に対する奨励金・雇用促進奨励金制度)  | 企業への支援により、雇用の促進を図る。     |                     | 推進       |      |     |     |     |
|                 |                |              |   |  |   |                         | 推進                  |          |      |     |     |     |
|                 |                | ⑤薬草で健康なまちづくり | 企画課   | 日本書紀によると、宇陀市は日本最初の薬猟の記録があり、また、宇陀地域からは何人もの製薬企業の創業者を輩出し、日本三大薬草園の「森野旧薬園」もあります。薬とゆかりのある地“宇陀”として薬草を活用したまちづくりに取組む。 | 5年間で<br>・薬草栽培面積：4 ha<br>・薬草加工品：20品  | 栽培面積 10a で<br>300 千円収入  |                     | 推進       |      |     |     |     |
| (4) 関公の共維交持通機   | ①公共交通に係る計画の見直し | 企画課          | 交通計画の見直しにより、乗合バス事業や乗合型デマンドタクシー事業について、将来を見据えた交通網の整備を検討し高齢者や子育て世代などの利便性の向上に勤める。 | 路線維持   |   |                         |                     |          |      |     |     |     |
|                 |                |              |   |  |   | 推進                      |                     |          |      |     |     |     |

| 大項目             | 中項目               | 小項目               | 取組項目                    | 担当課      | 取組内容   | 数値目標・実施期限等   | 効果額<br>(単年)<br>(千円) | 取組スケジュール |      |     |     |     |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------------|----------|--|--|---------------------|----------|------|-----|-----|-----|
|                 |                   |                   |                         |          |  |  |                     | H27      | H28  | H29 | H30 | H31 |
| 1 まちづくりと人づくりの改革 | 1-3 地域と行政をつなぐ人づくり | (1) 地域を支えるリーダーの育成 | ①大学や外部組織等との連携           | 企画課      | 産官学連携により地域課題の解消や地域づくりに取り組む人材の育成や支援体制の強化を図る。              | 産官学連携により地域課題の解消や地域づくりに取り組む人材の育成や支援体制の強化を図る。                          |                     | 推進       |      |     |     |     |
|                 |                   |                   | ②ふるさと宇陀ネットワーク(仮称)の構築    | 企画課      | 宇陀市誕生 10 周年を契機に宇陀市と縁のある方々との親睦等を図れる組織を結成する。               | ふるさと宇陀市サポーター 50 人を目指す。   |                     | 実施       |      |     |     |     |
|                 |                   |                   | ③地域アドバイザーバンク派遣事業(仮称)の設置 | まちづくり支援課 | 専門知識を有する市民の方を募集し、各地域での課題解決に際してアドバイスを行う。                  | 平成 28 年度実施に向け検討する。   |                     | 検討       | 実施予定 |     |     |     |
|                 |                   |                   | ④地域担当職員の派遣(再掲)          | まちづくり支援課 | 職員の派遣方法等について先進地及び地域ニーズの状況を把握する。                          | 地域支援員の派遣する。  |                     | 検討       | 実施予定 |     |     |     |
|                 |                   |                   | ⑤民間活力の導入による人材の育成        | 人事課      | 研修運営について民間に委託し、能力開発の研修、キャリアデザイン研修、公務員基礎研修、職層研修を実施する。     | 平成 27 年度中に他市町村の民間の研修状況の資料等を収集、平成 28 年度から試験的に実施し、平成 29 年度から本格的な導入を行う。 |                     | 調整       | 実施   |     |     |     |
|                 |                   |                   | ⑥全職員を対象とした業績目標の設定       | 人事課      | 各担当ごとに業績目標を設定し、人材育成検討委員会の中で意見を集約し、実施に向けて検討する。            | 平成 27 年度中に人材育成検討委員会の中で意見を集約し、平成 28 年度の実施に向けて検討する。                    |                     | 検討       | 実施   |     |     |     |
|                 |                   |                   | ⑦市主要施策・プロジェクトへの参画職員の公募  | 人事課      | 職員個々の主体的な申出に基づき、新たな業務やスタッフ、特定ポストなどを募集する庁内公募制の導入について検討する。 | 平成 27 年度に制度を研究し、平成 28 年度実施に向けて、また、特定ポストの公募については平成 29 年度実施に向けて検討する。   |                     | 検討       | 実施   |     |     |     |

| 大項目              | 中項目               | 小項目            | 取組項目     | 担当課  | 取組内容   | 数値目標・実施期限等  | 効果額<br>(単年)<br>(千円)                     | 取組スケジュール |     |     |      |     |
|------------------|-------------------|----------------|----------|--|--|---|---|----------|-----|-----|------|-----|
|                  |                   |                |          |  |  |   |   | H27      | H28 | H29 | H30  | H31 |
| 2 時代に即応した組織体制の確立 | 2-1 行政組織のスリム化     | (1) の民間推進委託    | ①民間委託の推進 | 給食センター   | 給食センターの民間委託を検討する。  | 施設の整備を行い民間委託を検討する。  | 委託料 60,000 千円増加<br>調理業務民間委託に伴う職員削減数 8 名 | 検討       |     |     |      |     |
|                  |                   |                |          | 秘書広報情報課  | 自主放送事業の民間委託を検討する。  | 平成 30 年度を目標に民間委託する。   | 委託料約 6,500 千円増加                         |          |     | 調整  | 実施   |     |
|                  | (2) 同種施設・出先機関の合理化 | ①人権交流センターの一元化  | 人権推進課    | 人権交流センターを一元化することに伴い宇陀市人権教育・人権啓発の活動拠点としてさまざまな団体が集まり、市民同士の交流が深まり地域の活性化につなげる。   | 平成 29 年度を目途に一元化する。   | 歳入…<br>20,654 千円の減<br>歳出…<br>6,761 千円の減<br>※ H25 年度決算見込と H28 年度概算予算との対比<br>※人件費は含めていない。 |   | 調整       | 実施  |     |      |     |
|                  |                   | ②認定子ども園の設置(再掲) | 子ども支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宇陀、室生は、教育・保育一体化施設(認定こども園)として開園予定。</li> <li>・榛原地域は、公立3園・公立保育所について、認定こども園を視野に入れ検討、整備を図る。</li> <li>・菟田野地域は教育機能を付与し、認定こども園の開園に向けて検討、整備を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宇陀、室生は、平成 27 年度 4 月開園予定。</li> <li>・榛原地域は、平成 31 年度までに開園を目指す。</li> <li>・菟田野地域は平成 31 年度までに開園を目指す。</li> </ul> |   | 実施                                      |          |     |     |      |     |
|                  |                   |                |          |  |  |   |   | 調整       |     |     | 実施予定 |     |
|                  |                   |                |          |  |  |   |   | 調整       |     |     | 実施予定 |     |
| ③教育環境の整備(再掲)     | 教育総務課             | 再掲             |          |  | 平成 28 年度から 3,000 千円  | 調整  | 実施                                      |          |     |     |      |     |

| 大項目              | 中項目               | 小項目                         | 取組項目                      | 担当課  | 取組内容  | 数値目標・実施期限等   | 効果額<br>(単年)<br>(千円)  | 取組スケジュール |     |     |     |     |   |  |
|------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------|--|---|--|--|----------|-----|-----|-----|-----|---|--|
|                  |                   |                             |                           |  |   |  |  | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |   |  |
| 2 時代に即応した組織体制の確立 | 2-1 行政組織のスリム化     | (3) 組織の見直し                  | ①組織・機構を再編し機動力を高める         | 人事課  | 現在 12 部局 57 課（室・所）に職員を配置しているが、小規模又は類似関連業務を行う課の統廃合など検討する。                                      | 新たな行政課題や市民ニーズへの的確・迅速な対応とともに、業務の効率化を図る。               |  | 検討       | →   |     |     | 実施  | → |  |
|                  |                   |                             | ②本庁と地域事務所の役割を整理し、所管事務の最適化 | 関係課  | 新たな行政課題や多様な市民ニーズに即応した行政サービスを実施するために、本庁機能の充実強化と地域の実情を把握している各地域事務所と連携し、限りある人的資源の効果的な配置・活用を検討する。 | 市民ニーズに対応するため本庁と地域事務所の適正化を図る。                         |  | 検討       | →   |     |     | 推進  | → |  |
|                  |                   | (4) ①各種団体に対して自主的な運営の支援体制を検討 | 関係課                       | 各種団体に対して自主的な運営のための連携支援体制を整える。                | 各種団体の支援方針を各課で検討する。  |  | 推進   | →        |     |     |     |     |   |  |
|                  | 2-2 定員の適正化と給与の適正化 | (1) 適正な人員配置                 | ①定員管理の適正化                 | 人事課  | 職員数を抑制して効率的な行政運営を行うため、計画的な定員管理に取り組む。  | 社会経済情勢の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲や事務事業の見直しを行い、一層の定員の適正化を図る。 | 給与削減(千円)<br>27年度：20,000<br>28年度：35,500<br>29年度：78,000<br>30年度：78,000<br>31年度：120,500<br><br>管理職員削減、<br>時間外勤務手当<br>削減：5,000 |          | 推進  | →   |     |     |   |  |
|                  |                   |                             | ②性別、年齢を問わず能力に応じた職員配置      | 人事課  | 管理職試験の導入について人材育成検討委員会の中で様々な角度から検討する。  | 積極的な女性職員の管理職登用を進めると共に能力に応じた職員配置に努める。                 |  | 検討       | →   |     |     |     |   |  |
|                  |                   |                             | 人事課                       | 人材育成検討委員会の中で人事考課制度を活用し、職員の資質・適正等様々な角度から検討する。 | 人事考課制度を有効に活用し適材適所の配置に努める。   |  | 検討   | →        |     |     |     |     |   |  |



| 大項目              | 中項目               | 小項目               | 取組項目                   | 担当課                   | 取組内容  | 数値目標・実施期限等  | 効果額<br>(単年)<br>(千円) | 取組スケジュール |     |     |     |     |
|------------------|-------------------|-------------------|------------------------|-----------------------|---|---|---------------------|----------|-----|-----|-----|-----|
|                  |                   |                   |                        |                       |   |   |                     | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 2 時代に即応した組織体制の確立 | 2-2 定員の適正化と給与の適正化 | (1) 適正な人員配置       | ③採用形態の多様化(社会人枠)        | 人事課                   | <p>新卒者の新規採用のみではなく、社会人枠、専門的な技術を持つ職員(臨時職員も含む)の採用を行うとともに、Iターン者等の定住促進策、再任用・再雇用制度も実施する。</p> <p>再任用・再雇用といった経験豊かなOB職員についても活用し、職員数の減少に対応する。</p> | 平成27年度から実施：職員の年齢構成に配慮し、30歳台の社会人枠、定住促進策等の採用を行い即戦力の人材を確保する。(毎年2名程度採用) |                     | 実施       |     |     |     |     |
|                  |                   | (2) 給与の見直し        | ①給与削減の見直し              | 人事課                   | 職員給料2.5%カットの継続  | 平成27年度実施する。   | 40,000千円(2.5%分)     | 実施       |     |     |     |     |
|                  |                   | (2) 給与の見直し        | ②技能労務職給料表を見直し          | 人事課                   | 技能労務職の給与体系については、国に準じたものとなるように労使交渉を行い改正する。   | 平成28年度までに実施する。  |                     | 調整       | 実施  |     |     |     |
|                  | 2-3 広域行政の推進       | (1) 広域行政の推進       | ①奈良モデルの検討会に積極的に参画し推進する | 企画課                   | 奈良モデル検討会の「市町村税の徴収強化」「水道運営の連携」「史跡等整備活用検討」「図書館管理運営の連携」「市町村公営住宅等の管理の共同化」に積極的に参画し、推進する。   | 奈良モデル検討会に積極的に参画し、宇陀市の意見を伝える。  |                     | 推進       |     |     |     |     |
|                  |                   |                   |                        | 環境対策課                 | 奈良県東部の一般廃棄物の広域化のため東宇陀で協議会を立ち上げる。東宇陀で最終的に焼却場は1か所にする。   | 平成26年度中に協議会を立ち上げ、専門調査を実施する。   |                     | 検討       |     |     |     |     |
|                  |                   | (2) 国民健康保険の広域化の推進 | ②国民健康保険の広域化の推進         | 保険年金課                 | 将来にわたり持続可能な制度とするため、事業主体を脆弱な市町村から県単位にするために県や他市町村と協議し積極的に広域化に取り組む。  | 平成29年度に県単位の広域化に取り組む。  |                     | 検討       | 実施  |     |     |     |
|                  |                   |                   |                        | 企画課                   | 桜井宇陀広域連合で行っている広域行政事務を見直し、効率的な業務の検討を行う。  | 現在実施している広域行政事務の見直しを行い、より効率的な業務の検討を進める。                              |                     | 推進       |     |     |     |     |
|                  | (2) 国民健康保険の広域化の推進 | ④一部事務組合の業務の推進     | 環境対策課                  | 宇陀衛生一部事務組合施設の更新を検討する。 | 宇陀衛生事務組合施設の更新について検討する。  |   | 調整                  | 検討       |     |     |     |     |

| 大項目 | 中項目                                       | 小項目   | 取組項目                                    | 担当課   | 取組内容  | 数値目標・実施期限等   | 効果額<br>(単年)<br>(千円)   | 取組スケジュール |     |     |     |     |  |  |
|-----|---|---|---|-------|---|--|---|----------|-----|-----|-----|-----|--|--|
|     |   |   |   |       |   |  |   | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |  |  |
| 2   | 組時<br>識代<br>体に<br>制即<br>の応<br>確し<br>立た    | (1)<br>の<br>コ<br>推<br>進<br>プ<br>ラ<br>イ<br>ア<br>ン<br>ス | ①委員会を立ち<br>上げ計画を策定                      | 人事課   | 委員会立ち上げの準備を行い、(仮称)<br>コンプライアンス推進委員会を立ち上げ<br>計画の策定を行う。   | 平成 27 年度実施<br>(仮称)コンプライアンス推<br>進委員会を立ち上げ計画の策<br>定を行う。  |   | 検討       | 実施  |     |     |     |  |  |
| 3   | 持<br>続<br>可<br>能<br>な<br>財<br>政<br>運<br>営 | (1)<br>健<br>全<br>財<br>政<br>の<br>堅<br>持                | ①市債残高の削<br>減を推進                         | 財政課   | 投資的事業における地方債発行は、財<br>政規律を保持するために公債費元金の<br>1/2 以内に留める。   | 投資的事業における地方債<br>発行は、公債費元金の 1/2 以<br>内に留める。   |   | 推進       |     |     |     |     |  |  |
|     |   |   | ②合併算定替え<br>特例期間終了に<br>伴う普通交付税<br>減額への対応 | 財政課   | 合併算定替えによる普通交付税の加算<br>(10 年)が終了することに伴い、平成 28<br>年度から一本算定に向けて普通交付税が<br>段階的に削減されるため、投資的事業を<br>含む歳出削減に努める。                        | 交付税減額予想額(算定替の<br>影響額のみ)<br>28 年度 △ 0.9 億円<br>29 年度 △ 2.7 億円<br>30 年度 △ 4.5 億円<br>31 年度 △ 6.3 億円<br>32 年度 △ 8.1 億円<br>33 年度 △ 9.0 億円<br>以降毎年度△ 9.0 億円 | 28 年～ 31 年度<br>間約 14.4 億円<br>(激変緩和措置<br>で、当初減額予<br>定の半減程度に<br>留まると仮定し<br>た場合) | 推進       |     |     |     |     |  |  |
|     |   |   | ③財政調整基金<br>等の積み増し                       | 財政課   | 平成 28 年度から一本算定に向けて普<br>通交付税が段階的に削減されるため、収<br>支不足を補うため財政調整基金などの基<br>金を取り崩す必要がある。よって、財政<br>調整基金等の維持及び積み増しに努め<br>る。              | 計画期間内に財政調整基金<br>等の年度末現在高を 25 億円以<br>上を確保 (25 21 億円)  | 27 年～ 31 年度<br>間：約 400,000<br>千円  | 推進       |     |     |     |     |  |  |
|     |   |   | ④国民健康保険<br>特別会計の安定<br>運営                | 保険年金課 | 国民健康保険財政の健全化を図るた<br>め、ウェルネスの一環として保険予防事<br>業(早期発見早期治療)の充実、ジェネ<br>リック薬品の推奨等により医療費抑制に<br>努め、保険税の収納確保、保険税率見直<br>しの検討など推進し安定運営を図る。 | 平成 25 年度徴収率 94.18 %<br>であったが、保険税率の見直<br>しも含め収納率がアップする<br>よう努め、国民健康保険特別<br>会計の安定経営を図る。  |   | 推進       | 実施  |     |     |     |  |  |



| 大項目            | 中項目             | 小項目                  | 取組項目                   | 担当課     | 取組内容   | 数値目標・実施期限等  | 効果額<br>(単年)<br>(千円) | 取組スケジュール |      |     |     |     |  |  |
|----------------|-----------------|----------------------|------------------------|---------|--|---|---------------------|----------|------|-----|-----|-----|--|--|
|                |                 |                      |                        |         |  |   |                     | H27      | H28  | H29 | H30 | H31 |  |  |
| 3<br>持続可能な財政運営 | 3-1<br>事務事業の見直し | (2)<br>推F<br>進M<br>の | ①公共施設マネジメントを導入         | 行政改革推進室 | 保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理活用する仕組みとして公共施設マネジメントを導入する。                          | 平成28年度までに総合管理計画を策定する。   |                     | 調整       | 実施   |     |     |     |  |  |
|                |                 | (3)<br>電子自治体の推進      | ①業務の効率化に向けたICT活用の手法を検討 | 地域包括ケア  | 地域医療システムを構築する。   | 医療機関の情報を保健・介護分野の各機関と共有し、在宅ケアを支援する。これにより疾病の重症化を防ぎ医療費の抑制を図る。        |                     |          | 検討調整 | 実施  |     |     |  |  |
|                |                 |                      |                        | 企画課     | マイナンバー制度導入により、特定の個人及び法人に関する正確な情報が迅速に得られることで、行政事務の効率化を図り、総合窓口(ワンストップサービス)の設置に繋げていく。 | 平成29年7月の情報連携後検討する。  |                     |          | 推進   |     |     |     |  |  |
|                |                 |                      |                        | 秘書広報情報課 | 便利な行政サービスを提供するとともに、効率的で災害に強い電子自治体の実現に向けて各種施策に取り組んでいく。                              | 電子化の推進、ペーパーレス化に向けた取組、システムのクラウド化、情報のオープンデータ化、HP・SNSを利用した情報発信に取り組む。 |                     |          | 実施   |     |     |     |  |  |
|                |                 | (4)<br>見直し運営補助の      | ①各種団体運営補助の適正           | 介護福祉課   | 地域包括支援センターに代わる事業を検討する。<br>利益の確保等を目指し、運営補助金の削減を図る。                                  | 社会福祉協議会の事業を見直し、運営補助金の削減を図る。                                       |                     |          | 検討   | 実施  |     |     |  |  |
|                |                 |                      |                        | 財政課     | 「宇陀市の補助金の適正化に関する方針」(22年10月8日付宇財政第191号)に示された方針に添って補助金の適正を図る。                        | 補助金の適正化の方針に基づかない団体に対し、運営費補助金・事業費補助金等の廃止又は△5%以上とする。                |                     |          | 推進   |     |     |     |  |  |
|                |                 | (5)<br>の事業見直し計画      | ①水道料金の一本化              | 水道局     | 水道料金は、激増緩和措置として、段階的に調整を行い統一料金とする。  | 平成27年度から3年間で段階的に調整を行い、平成29年度から統一料金とする。                            | 平成29年度から6,000千円     |          | 検討   | 実施  |     |     |  |  |

| 大項目         | 中項目               | 小項目 | 取組項目              | 担当課     | 取組内容  | 数値目標・実施期限等   | 効果額<br>(単年)<br>(千円)  | 取組スケジュール |     |     |     |     |  |
|-------------|-------------------|-----|-------------------|---------|---|--|--|----------|-----|-----|-----|-----|--|
|             |                   |     |                   |         |   |  |  | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |  |
| 3 持続可能な財政運営 | 3-2 自主財源の確保       | (1) | ①市税の徴収の強化         | 徴収対策課   | 市税の滞納について、滞納整理・滞納処分の強化に努め、徴収率を向上させる。  | 平成26年度目標徴収率92.5%を平成28年度徴収率を県平均93.4%までアップさせ、平成29年度以降も各年度0.5ポイントアップを目指し平成31年度徴収率94.9%を目標とする。 | 5年間で<br>197,000千円<br>27年度：14,000<br>28年度：23,000<br>29年度：42,000<br>30年度：54,000<br>31年度：64,000 | 推進       |     |     |     |     |  |
|             |                   | (2) | ①ふるさと納税の取組みの充実    | 総務課     | 寄附金の使途として様々なメニュー事業を設け、ふるさと意識を高めるPRや制度の周知により寄附者を広く募集する。<br>またネットで納付できるよう検討する。                | 年間ふるさと納税額<br>20,000千円を目指す。   | 20,000千円   | 推進       |     |     |     |     |  |
|             |                   | (3) | ①売却可能な市有財産の売却     | 管財課     | ・分譲宅地、普通財産等を売却する。<br>・不用物品等を売却する。<br>(HP・オークション等による公売)<br>・市有財産の賃貸も検討する。                    | 売却可能な市有財産を売却することで、維持管理経費の削減を図る。  |  |          | 推進  |     |     |     |  |
|             | 3-3 公営企業の経営健全化の推進 | (1) | ①経営形態の見直しを検討      | 市立病院    | 平成26年3月に策定した「宇陀市立病院経営改善計画」に基づき、平成26年度から平成28年度の計画期間内に病院経営の健全化を目指し、経営基盤を確立するために経営形態の見直しを検討する。 | その計画の項目にも「経営形態の見直しの可能性検討」の項目もあり、改善計画の進捗状況と併せて進めていく。  |  | 検討       |     |     |     |     |  |
|             |                   | (2) | ①地公企法の全部適用を定期的に評価 | さんとびあ榛原 | 技能労務職の給与体系については、国に準じたものとなるように労使交渉を行い改正する。   | 平成28年度までに実施する。   |  | 調整       |     |     |     |     |  |

| 大項目            | 中項目                  | 小項目   | 取組項目                    | 担当課   | 取組内容  | 数値目標・実施期限等   | 効果額<br>(単年)<br>(千円)     | 取組スケジュール |     |     |     |     |  |  |
|----------------|----------------------|---|-------------------------|-------|---|--|-------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|--|--|
|                |                      |   |                         |       |   |  |                         | H27      | H28 | H29 | H30 | H31 |  |  |
| 3<br>持続可能な財政運営 | 3-3<br>公営企業の経営健全化の推進 | (3)<br>適水正道<br>運事<br>営業<br>の                  | ①上水道と簡易<br>水道の統合        | 水道局   | 上水道と簡易水道の統合を行う。   | 平成 28 年度に統合する。   | 平成 29 年度から<br>20,000 千円 |          |     |     |     |     |  |  |
|                |                      | (4)<br>榛保<br>苑養<br>のセ<br>適ン<br>正夕<br>運！<br>営美 | ⑤保養センター<br>美榛苑の安定運<br>営 | 商工観光課 | 施設が老朽化していること、所有者は市であることから、市としての方向性について調整を行い、指定管理者と協議等重ね健全経営化計画に沿った運営を目指す。 | 利用者数<br>平成 24 年度 126,181 人<br>平成 25 年度 128,406 人<br>平成 27 年度以降も対前年を上回るよう努める。 |                         |          |     |     |     |     |  |  |

調整 → 実施 →

調整 →

第3次 宇陀市行政改革大綱



— 宇陀市行政改革に関するお問合せ —

宇陀市 総務部 行政改革推進室（総務課内）

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17-3

☎（0745）82-8000(代表) 内線 3221・3222

ファクシムル：（0745）82-1302・IP 88-9068

E-mail アドレス：soumu@city.uda.lg.jp